

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用キャスクBの増設)に係る面談
2. 日時：令和2年5月21日(木)10時30分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
田上係員、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当9名(テレビ会議システムによる出席)

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用キャスクBの増設)について、資料に基づき説明があった。
  - 乾式キャスクの蓋間圧力、表面温度及びエリアモニタによる線量の監視及び異常時の対応について
  - 監視及び記録の実施方法に係る実施計画の記載を変更する理由
    - ✓ 今後、機器改廃に伴う設備更新を計画しており、現状の設備構成方法を限定する記載の表現について、要求される機能や主要な構成を変更しない範囲において、包括的な表現に変更する。
  - 実施計画別冊8における監視装置の警報設定値等の許容範囲の記載の削除理由及び削除後の管理について
  - 敷地境界線量評価について
  - 耐震評価について
    - ✓ 乾式キャスク仮保管設備の配置場所における地震動について
  - キャスク運搬時の運用に係る記載の修正について
  - 使用済燃料プールからの燃料の取り出し計画と必要なキャスク数について
  - 計画しているキャスク貯蔵時の支持方式を採用する理由について
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに以下の対応を求めた。
  - 乾式キャスクの監視項目について、維持する必要があるキャスクの安全機能を整理した上で、各項目の測定目的を説明すること。また、各項目の測定頻度及び記録頻度を整理し、それらの設定に関する考え方を説明すること。
  - キャスク全体配置からエリアモニタの設置場所をどのように設定するか、考え方を説明すること。
  - 乾式キャスク仮保管設備からの敷地境界における線量評価について、既存の評価から変更が生じないとのことだが、具体的な評価条件を説明すること。
  - 警報設定値及び許容範囲の設定根拠について説明すること。また、実施計画の記載を削除した場合、今後どのように設計管理するか説明すること。
  - 耐震評価について、基準地震動及び最大床応答加速度のみ示されているが、クレーン等の柔構造の評価対象設備に適用する床応答加速度についても示すと共に、全体の耐震設計概要が分かるよう説明すること。

- カスク運搬時の運用に関する記載の変更について、規則改正に伴う適正化の他に現状の記載から削除される内容もあるため、その理由を説明すること。

## 6 . その他

資料：

- 使用済燃料乾式カスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用カスク B 増設に伴う実施計画の変更について